

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険被保険者資格取得等確認処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は請求人が審査請求をした同年〇月〇日は既に審査請求期間を徒過しているとしてこれを却下したことから、請求人は、さらにこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第69条第1項は、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨を定めている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分 of 適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。
- 3 上記について、当審査会は、審査請求時の資料及び再審査請求書の記載も精査したところであるが、審査請求期間を徒過してなされており、その徒過したことについて正当な理由があったことの疎明がないので、適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥当なものであると判断する。
- 4 以上のとおりであるので、本件再審査請求は、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであり、その欠陥を補正することはできず、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第

10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。